

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成27年4月1日現在) (円)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	268,645	367,267	384,000	446,340
	高校卒	—	—	319,000	373,967
技能労務職	高校卒	239,550	—	319,300	367,000

(3)職員の手当の状況

①期末手当・勤勉手当 (平成26年度)

区分	小金井市		東京都	
	1人当たり平均支給額	期末手当	1人当たり平均支給額	期末手当
支給割合	2.75月分 (1.50月分)	2.60月分 (1.45月分)	2.75月分 (1.50月分)	2.60月分 (1.45月分)
	1.45月分 (0.70月分)	1.60月分 (0.75月分)	1.45月分 (0.70月分)	1.60月分 (0.75月分)
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置あり			
	職務段階別加算3~20%		▷職務段階別加算3~20% ▷管理職加算15~25%	

※ () 内は、再任用職員に係る支給割合です。
※ 部長職に対しては、勤務成績の評定の結果を勤勉手当に反映させています。

②退職手当 (平成27年4月1日現在)

区分	小金井市		東京都	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	23.50月分	23.50月分	23.50月分
勤続25年	31.50月分	31.50月分	31.50月分	31.50月分
勤続35年	45.00月分	45.00月分	45.00月分	45.00月分
最高限度額	45.00月分	45.00月分	45.00月分	45.00月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
1人当たり平均支給額	6,074千円	24,502千円	2,546千円	22,988千円

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当 (平成27年4月1日現在)

支給実績 (平成26年度決算)	1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)	支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
237,285千円	372,504円	小金井市	11%	637人	11%

④時間外勤務手当

	支給実績	1人当たり平均支給年額
平成25年度決算	263,452千円	473千円
平成26年度決算	233,801千円	421千円

⑤その他の手当 (平成27年4月1日現在)

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	配偶者月額13,500円 その他の扶養親族1人につき月額6,000円 ※ 満16歳年度初めから満22歳年度末までの子がいる場合の加算4,000円	異なる	支給対象者、支給単価【国】 (1)配偶者13,000円(欠配一子11,000円) (2)配偶者以外の扶養親族6,500円 ※ 満16歳年度初めから満22歳年度末までの子がいる場合の加算5,000円	49,521千円	207,201円
管理職手当	管理または監督の地位にある一定範囲の職員に対して53,900~85,100円	異なる	支給制度、対象者、支給割合【国】 46,300~146,400円	55,504千円	853,908円
住居手当	管理職者を除く35歳未満賃貸世帯主等15,000円	異なる	支給対象者、支給対象区分、支給単価【国】 借家・借間 支給限度額27,000円	24,405千円	68,941円
通勤手当	交通機関利用者運賃相当額 交通用具使用者 通勤距離に応じて支給	異なる	交通用具使用者の支給額【国】 2,000~31,600円	50,542千円	97,571円

(4)特別職の報酬等の状況 (平成27年4月1日現在)

①給料・報酬

区分	給料月額等
給料	市長 868,500円 (965,000円)
	副市長 783,750円 (825,000円)
報酬	議長 575,000円
	副議長 520,000円
	議員 490,000円

②期末手当

市長、副市長	議長、副議長、議員
3.95月分 (平成26年度支給割合)	3.95月分 (平成26年度支給割合)

③退職手当

区分	算定方式	1期の手当額	支給時期
市長	給料月額×(在職年数×3.5)	13,510,000円	任期ごと
副市長	給料月額×(在職年数×3.0)	9,900,000円	

※ 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の減額前の給料月額および支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。
※ 市長・副市長については、給料の減額を実施しており、()内は減額前の支給月額です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)職員の勤務時間、休憩時間の概要

(本庁舎、第二庁舎勤務職員の一般的な例)

8:30	休憩時間	17:15
12:00 13:00		

(2)休暇制度の概要

休暇制度の種類は、年次有給休暇、公民権の行使、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、生理休暇、産前および産後の休養、病気休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、骨髄液提供等休暇、結婚休暇、忌引、介護休暇、短期の介護休暇があります。

(3)主な休暇の取得状況

年次有給休暇 平均取得日数	年次有給休暇 取得率
12.6日	34.2%

※ 平成26年1月~12月の期間を対象としています。

5 職員の休業の状況

育児休業取得者数	部分休業取得者数
22人	7人

※ 平成26年度に新たに取得した職員数です。

6 職員の分限処分および懲戒処分の状況

(1)分限処分の状況 (平成26年度)

分限処分とは、地方公務員法第28条の規定により、公務能率を維持することを目的として、職員がその職責を十分に果たすことができない一定の事由のある場合に、職員の意に反して行う処分です。

処分者数 (延べ人数)			
降任	免職	休職	合計
0人	0人	39人	39人

※ 同一職員の再処分の場合も含まれます。

(2)懲戒処分の状況 (平成26年度)

懲戒処分とは、地方公務員法第29条の規定により、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員に法令等の違反、職務上の義務の違反、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合などに行う処分です。

処分者数				
戒告	減給	停職	免職	合計
0人	0人	1人	0人	1人

7 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条では、サービスの根本基準として、「全て職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。職員が守るべき義務は、次のとおりです。(人)

区分	法令等および上司の職務上の命令に従う義務	信用失墜行為の禁止	秘密を守る義務	職務に専念する義務	政治的行為の制限	争議行為等の禁止	営利企業等の従事制限
違反者数 (平成26年度)	0	3	0	0	0	0	0

8 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1)職員研修の実施状況 (平成26年度)

区分	研修内容等	受講者数 (延べ人数)	
独自研修	職層別研修	新任職員研修、現任研修、主任職研修等	119
	実務研修	文書実務研修、経理実務研修、ホームページ操作研修	58
	その他	上級救命講習、情報セキュリティ研修、OJT研修等	477
派遣研修	東京都市町村職員研修所	職層別研修、法務研修、能力開発研修、実務研修等	280
	その他	自治大学校、市町村職員中央研修所、第3プロック合同研修	15

(2)職員の勤務成績の評定 (人事考課)

「職員の能力開発、人材育成」、「客観的かつ公平で信頼性の高い人事管理の実施」、「組織力の向上」を目的とし、職員の人事考課を行っています。

区分	内容
考課期間	毎年4月1日から翌年3月31日まで
考課基準日	毎年1月1日
考課の構成	第1次考課、第2次考課、第3次考課 (部長職者は第2次考課まで。)
考課の方法	実績 (目標管理) および能力について、5段階による絶対評価を行う。

9 職員の福祉および利益保護の状況

(1)福利厚生事業について

①福利厚生事業の概要

区分	主な事業内容
共済制度	東京都市町村職員共済組合
公務災害補償制度	地方公務員災害補償基金
安全衛生管理	職員健康診断、職員健康相談 安全管理、職場衛生
互助制度	小金井市職員互助会
	保健給付、年金、福祉事業等 公務災害、通勤災害等 定期健康診断、産業界による健康相談等 職場巡視等 カフェテリアプラン事業、各種福利厚生サービスの割引提供 (外部委託)、慶弔金の給付等

②公務災害等の発生状況 (平成26年度)

区分	発生件数
公務災害	3件
通勤災害	0件

③職員互助会の状況 (平成26年度)

会費収入額	市交付金額	公費負担率
9,464,000円	8,517,600円	1:0.9

※ 金額は、交付決定時点のものです。

(2)利益の保護の状況

①勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、適当な措置が取られるべきことを要求することができます。平成26年度の継続件数、措置要求件数、完結件数、繰越件数はいずれも0件でした。

②不利益処分に関する不服申し立ての状況

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合、公平委員会に対して不服申し立てをすることができます。平成26年度の継続件数、申し立て件数、完結件数、繰越件数はいずれも0件でした。